

岐阜県公報

目次

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河川課)	二
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(水道企業課)	二
岐阜県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	(留置管理課)	三

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
- 一 五五歳(医師にあつては、五七歳)を超える職員の昇給を、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。(第六条関係)
 - 二 災害派遣手当を支給する対象に、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のため岐阜県に派遣された職員を加えることとした。(第二二条の五関係)
 - 三 この条例は、二は公布の日から、一は平成二六年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第四八号)
- 一 「河川法」の一部改正に伴い、流水占用料を徴収する対象に、流水の占用の登録を受けた者を加えることとした。(第一条関係)
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)
- 一 水道料金の引下げ等を行うため、その単価を改定することとした。(第一条関係)
 - 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)
- 一 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の一部改正に伴い、岐阜県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を定めることとした。(第一条関係)
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

号外(一) 平成二十五年十二月二十五日

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

例 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「により職員」の下に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第五項中「前項の規定の適用については、同項中「四号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」を「第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第二十二條の五第一項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧」に改め、「者」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条に規定する復興計画の作成等のため県に派遣された者」を加える。

附 則

この条例中第二十二條の五第一項の改正規定は公布の日から、第六条第四項及び第五項の改正規定は平成二十六年一月一日から施行する。

岐阜県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

例 岐阜県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県流水占用料等徴収条例（平成十二年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「許可」を「許可又は法第二十三條の二に規定する流水の占用の登録」に、「流水占用許可」を「流水占用許可等」に改める。

第四条第一項中「流水占用許可」を「流水占用許可等」に改める。

第六条第一項及び第七條第一項中「流水占用許可」を「流水占用許可等」に、「許可」を「許可等」に、「許可の」を「許可等の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

例 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「二万四千三百三十六円」を「二万四千二百八十三円」に改め、同条第二号中「三十一円」を「四十九円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県留置施設視察委員会条例（平成十九年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条第一項中「六人以内において公安委員会規則で定める」を「六人とする」に改め、同条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

